

## 令和2年度第1回松阪市空家等対策協議会 議事録

- 日 時: 令和2年11月16日(月) 14時00分～15時40分
- 場 所: 松阪市役所 5階 特別会議室
- 出席者: 委員 ◎永作友寛、○川村隆子、佐々木暢也、西岡直人、  
南 宣臣、野呂芳夫 (◎会長、○副会長)  
事務局 伊藤建設部長、小林建設部次長、水越建築開発課長、  
鈴木空家対策係長、稲垣空家対策係主任
- 欠席者: 委員 福本詩子
- 傍聴者: 1名 (うち報道1名)
- 事項: 1. 委嘱状の交付  
2. 会長あいさつ  
3. 委員自己紹介  
4. 松阪市空家等対策協議会規則について  
5. 副会長の選出について  
6. 今年度の空家等対策事業について  
7. 特定空家等の判断等について 《非公開》

### 【議事録(要旨)】

(14時00分開会)

事務局:第1回松阪市空家等対策協議会を開催します。

始めに、審議会等の会議は「松阪市の審議会等の公開に関する指針及び運用方針」により、原則公開ですが、本日の事項7に関して、松阪市情報公開条例第8条第1号に該当する「個人に関する情報」が含まれるため、事項7の議事に入る前に公開・非公開を決定します。事項書に沿って進めます。

※配付資料の確認。会議は公開で行い、議事録作成のため撮影・録音することを説明。

#### 事項書1. 委嘱状の交付

事務局:委員の皆さまに「委嘱状」を交付いたします。市長が他の公務で欠席のため、永作副市長より交付させていただきます。

<副市長より委嘱状の交付。>

事務局:委員就任のご承諾ありがとうございます。お世話をおかけしますがよろしくお願ひします。

## 事項書2. 会長あいさつ

会 長 お忙しい中、ご出席ありがとうございます。コロナ渦という中で今年度第1回目の開催となります。さて、コロナ渦の中で仕事のやり方に変化があり、リモートワークという形が広がった。松阪市では飯高地域の空家を利用してサテライトオフィスを作りました。これまで東京で仕事をしていた人などで、リモートワークにおいて使用していただける人を探す取り組みをしているところです。本日の会議は、放置されて危険な空家についてどう対応していくかということを中心に皆様のご意見をいただきたいと思ひます、よろしくお願ひします。

## 事項書3. 委員自己紹介

<名簿順に自己紹介>

<事務局紹介>

## 事項書4. 松阪市空家等対策協議会規則について

※事務局 資料説明

事務局 2年間よろしくお願ひします。

## 事項書5. 副会長の選出について

事務局 本協議会の会長及び副会長の選出に移ります。協議会規則の第5条第1項の規定により、本市副市長の永作委員を会長とさせていただきます。また、副会長につきましても、同じく協議会規則の第5条第1項の規定により、永作会長よりご指名をお願いいたします

会 長 会議の運営等にも精通し、前期も副会長をお願いしました川村委員をお願いするのはいかがでしょうか。

委 員 異議なし。

副会長 よろしくお願ひします。

事務局 会長は永作委員、副会長は川村委員でお願いいたします。このあとの進行は、協議会規則第6条の規定により永作会長にお願いさせていただきます。議事の進行をよろしくお願いいたします。

会長 議事に入ります。積極的なご発言をよろしくお願いいたします。

本日の会議内容の事項書7「特定空家等の判断について」ですが、資料のとおり、個別の空家等を特定空家等として判断していくものであり、個人の情報含むものです。このことから事項書7の協議に関しては会議を非公開としてよろしいですか。

委員 異議なし。

会長 事項書7は非公開会議とさせていただきます。

## 事項書 6.今年度の空家等対策事業について

### ※事務局 資料説明

会長 事務局より資料説明がありました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員 資料 1-1 で報告のあった昨年の相談内容について、もう少し詳細を教えてください。

事務局 近隣住民からは空家敷地内の樹木や雑草の繁茂・越境及び獣害による相談が多く、所有者からは空家の処分方法についての相談が多い状況です。

委員 不良空家等除却促進補助金の申請状況について、補助金対象となった 22 件中 13 件は市でも把握済の空家とのことだったが、残り 9 件は未把握だったということか。

事務局 そのとおりです。市では把握しておりませんでした。実際、不良な空家と判定され、除却されたものです。

委員 松阪市まちなか空家利活用促進制度について、用途変更等をして利用することは可能ですか。また、他市では個人での放課後児童保育所やパン屋をする等の目的外で使用されていることがあり、トラブルになっているようである。このことについて市でチェックすることは可能か。

事務局 この制度は、個人が活用しなくなった空家を対象とした、いわゆる空家バンクです。市は所有者と利用者のマッチングをするのみであり、利用方法等は契約において相互の了解があれば良く、用途変更の要否に関わらず理由は問いません。

委員 法人としての利用は可能か。

事務局 現時点では法人の利用も可能であると考えています。

委員 資料 1-1 で報告のあった件数は新規案件の件数か。

事務局 継続案件も含んでいます。特に、樹木・雑草についての相談は、同じ場所で毎年、何度もございます。

委員 「免点」とは何か。どういうことか。

- 事務局 「免税点」の略称で、固定資産税の課税の基礎となる課税標準額の合計がこの免税点(土地 30 万円・家屋 20 万円【地方税法 第 351 条】)未満であれば課税されません。課税されていませんので、納付書等も送付されません。
- 委員 非課税の方への通知はできないか。
- 事務局 担当課としては必要であると考えていますが、資産税課の了解を得られませんでした。
- 委員 不良空家等除却促進補助金の予定件数は 24 件とのことですが、この件数の根拠は。この件数では全て対応するのに 100 年必要だと思うのだが。
- 事務局 空家等対策計画策定において、把握した状態の悪い空家 758 軒を計画期間内の実質4年間で 10%削減し 680 軒とする目標を策定しました。目標達成には年間約 20 軒の減が必要となり、この軒数をカバーする年間 24 軒を補助対象としています。
- 委員 資料 1-1 の不明 8 件とは、状況を把握できていないということか。
- 事務局 そのとおりです。昨年度調査を行い、状況に応じて再把握しましたが、令和元年度末時点では 8 軒が未調査のまま残ってしまっているという状況です。
- 委員 資料 1-1 の B 判定とはどういう状況のものか。
- 事務局 A 判定のようにすぐに住めるという状況ではないが、C 判定のように住めない空家でもないという状態のものです。

#### 7.特定空家等の判断等について 《非公開》

以下、会議非公開

(15:50 終了)